



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
 - *17 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 624 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 2
 - 625 紀の川左岸土地改良区の定款変更の認可 (農業農村整備課) 2
 - 626 三谷井土地改良区の定款変更の認可 (") 2
 - 627 三津ノ土地改良区の定款変更の認可 (") 2
 - 628 和歌山県流量観測高度化業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (河川課) 2
 - 629 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4
 - 630 使用料の収納事務の委託 (建築住宅課) 5
- 人事委員会告示
 - 6 令和4年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施 5
- 公告
 - 入札公告 (河川課) 9
- 監査公表
 - 監査公表第10号 12
 - 監査公表第11号 13

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第17号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月13日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
公署	所在地	級別区分	公署	所在地	級別区分
略			略		
白浜警察署 安居警察官 駐在所	西牟婁郡白浜町安居 301番地	略	白浜警察署 安居警察官 駐在所	西牟婁郡白浜町安居 630番地の1	略
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011800558	アシュアケアステーション	岩出市吉田382-14	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	アシュア株式会社	岩出市吉田382-14	令和 4.5.1

和歌山県告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川左岸土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三谷井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三津ノ土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和4年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第628号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県流量観測高度化業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県流量観測高度化業務

(2) 契約期間

契約締結の日から251日間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについても（1）に掲げる条件を満たす者であること。
- (3) 過去10年間に於いて、和歌山県流量観測高度化業務における画像解析及び流量観測に係る業務と種類をほぼ同じくする契約を地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と締結し、かつ、これを誠実に履行した者であること。
- (4) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 個人にあっては、住民票

キ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（3）に掲げる要件を満たしていることを証する契約書等（業務名、業務期間、発注者及び受託者を確認できる部分並びに業務内容を確認できる書面）の写し

シ 作業実施計画書

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) （1）に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) （1）のアからエまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和4年5月13日（金）から同年6月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年5月19日（木）午前9時から同月23日

（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年5月19日（木）から同年6月6日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、必ず簡易書留とすること。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館8階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3130

ファクシミリ番号 073-433-2147

電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により令和4年6月21日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和4年7月5日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和4年7月8日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第629号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和4年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

園部18地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から23号までを順次結んだ線及び標柱1号と23号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	和歌山市		園部	奥ノ垣内	381番17	
2号	〃		〃	〃	〃	
3号	〃		〃	〃	〃	
4号	〃		〃	〃	〃	

5号	〃		〃	〃	〃	
6号	〃		〃	〃	〃	
7号	〃		〃	〃	〃	
8号	〃		〃	〃	〃	
9号	〃		〃	〃	〃	
10号	〃		〃	〃	〃	
11号	〃		〃	〃	〃	
12号	〃		〃	〃	〃	
13号	〃		〃	〃	〃	
14号	〃		〃	〃	〃	
15号	〃		〃	〃	〃	
16号	〃		〃	〃	〃	
17号	〃		〃	〃	〃	
18号	〃		〃	〃	〃	
19号	〃		〃	〃	381番18	
20号	〃		〃	〃	〃	
21号	〃		〃	〃	〃	
22号	〃		〃	〃	〃	
23号	〃		〃	〃	381番25	

和歌山県告示第630号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅及びその駐車場の使用料（以下単に「使用料」という。）の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託の相手方

弁護士法人ライズ綜合法律事務所
埼玉県さいたま市大宮区大門町1-1 ミナトビル5F

2 委託した使用料

使用料に係る未収金のうち和歌山県営住宅を退去した者に係るもので県の指定するもの

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

人事委員会告示**和歌山県人事委員会告示第6号**

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）並びに同法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第3号の規定による任期を定めた短時間

勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

令和4年5月13日

和歌山県人事委員会事務局長 佐 谷 圭 造

令和4年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、勤務地区分、採用予定人員及び主な職務内容等

＜育休任期付職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	和歌山A	6人程度	本庁又は教育委員会等における事務
	和歌山B	1人程度	県立自然博物館における事務
	西牟婁	2人程度	紀南県税事務所又は西牟婁振興局健康福祉部における事務

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	勤務地区分	採用予定人員	主な職務内容
短時間 一般事務	和歌山A	2人程度	本庁又は海草振興局建設部における事務
	和歌山B	1人程度	県立文書館における事務
短時間 土 木	和歌山	1人程度	海草振興局建設部における街路事業、公園事業に関する業務等

申し込むことができる試験区分は一つに限るが、当該試験区分に勤務地区分が複数ある場合は、第2志望の勤務地区分まで申し込むことができる（第1志望は必ず選択し、第2志望の選択は任意とする。）。

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

勤務地区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和4年7月3日（日） 午後1時	和歌山市 田 辺 市	令和4年7月21日（木）に和歌山県ホームページに掲載する。
第2次試験	令和4年8月1日（月）又は同 月2日（火）のいずれか指定 する1日	和歌山市	令和4年8月12日（金）に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

（注）試験日時及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 （択一式）	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、 基礎英語	1時間

	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

5 合格者の決定方法

第1次試験の合格者は、第1志望の勤務地区分において基礎能力試験の得点順に決定する。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点の高い者から順に、勤務地区分の志望順に決定する（第1志望の勤務地区分が採用予定人員に達している場合は、第2志望の勤務地区分で合否を決定する。志望していない勤務地区分で合格することはない。）。

なお、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和4年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員（資格免許職を含む。）採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和4年6月2日（木）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和4年5月23日（月）午前10時から同年6月10日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分の勤務地区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね令和4年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）。

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

<育休任期付職員>

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
一般事務（和歌山A・西牟婁）	午前9時から午後5時45分まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始
一般事務（和歌山B）	午前8時30分から午後5時15分まで	月曜日（休館日）及び日曜日又は土曜日のうちいずれか1日（ただし、祝日勤務あり。）、年末及び年始

<任期付短時間勤務職員>

○任期

試験区分等	任期
短時間一般事務（和歌山A・和歌山B）	おおむね2か月以上1年以下 なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。
短時間土木（和歌山）	おおむね2年7か月 なお、育児部分休業に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

※ 育児短時間勤務とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいい、育児部分休業とは、育児に伴う同法第19条第1項に規定する部分休業をいう。

○勤務時間及び休日

試験区分等	勤務時間	休日
短時間一般事務（和歌山A）	（ア）午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
	（イ）午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	
短時間一般事務（和歌山B）	水曜日及び木曜日の午前9時30分から午後6時15分までの週15時間30分	日曜日から火曜日まで、金曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
短時間土木（和歌山）	午後3時15分から午後5時15分までの週10時間	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（令和4年4月1日現在）であるが、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分等	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 一般事務（和歌山A・和歌山B・西牟婁）	154,900円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山A）	勤務時間（ア）のもの 56,630円	行政職給料表
	勤務時間（イ）のもの 76,617円	
任期付短時間勤務職員 短時間一般事務（和歌山B）	61,960円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 短時間土木（和歌山）	39,974円	行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任

期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

8 車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、6（3）の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

公 告

入 札 公 告

和歌山県流量観測高度化業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年5月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和4年度

(2) 業務の名称

和歌山県流量観測高度化業務

(3) 業務の内容

和歌山県流量観測高度化業務特記仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結の日から251日間

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和4年和歌山県告示第628号に規定する和歌山県流量観測高度化業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館8階
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

(2) 期間

令和4年5月13日（金）から同年6月6日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、令和4年5月19日（木）午前9時から同月23日（月）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 会議室401

イ 入札日時

令和4年6月22日（水）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で令和4年6月22日（水）午前9時30分までに和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するとき、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-3130（直通）
 ファクシミリ番号 073-433-2147
 電子メールアドレス e0804001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :
 Construction of flow observation system for image analysis
- (2) Date and time for tender :
 11:00 a.m. 22 June 2022 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 22 June 2022)
- (3) Contact point for the notice:
 River Division, River and Sewerage Bureau, Prefectural Land Development Department,
 Wakayama Prefectural Government,
 1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan
 TEL 073-441-3130
 FAX 073-433-2147
 e-mail e0804001@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第10号

令和3年12月20日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 地域・ひと・まちづくり事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 (1) 決裁権者による確認を徹底するとともに、チェックリストの内容を精査し、認識誤りを生じさせない内容に修正した。 また、課内で補助金事務についての研修を実施した。 なお、今回の指摘分については、再度審査を行い、適切に処理した。 (2) 決裁に当たっては関係法規・通知を十分確認するよう、所属職員に周知徹底した。

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、必ず決裁権者の決裁を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳について、自動車等を使用した場合には、必ず車両確認者の確認を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>
--	---

3 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金出納簿において、出納員押印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>前渡資金出納簿において残額0円であることは確認していたが、3月分の前渡資金受払計算書を作成していなかったものである。</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>行政財産使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>今後このようなことのないよう、督促状の事務取扱いについて、細心の注意を払うよう全職員に周知徹底するとともに、督促状の発送については、全職員で確認をするよう事務取扱いを改めた。</p>

6 和歌山県立紀北農芸高等学校

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 令和2年度中に照合を終え、相違が確認された備品については、事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 不適合箇所については、定期監査終了後、役務公開調達による手続を行い、修繕業務契約を締結した。今後、不適合箇所が発生した場合は、速やかに対応する。</p>

和歌山県監査公表第11号

令和4年2月17日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 富 安 民 浩
 和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 有田振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年11月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 地域・ひと・まちづくり事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 領収書等、支出を証する書類の審査の際には、明細を証明するレシートへの宛名の記載について確認するとともに、記載漏れがある場合は、当該団体に聞き取りや追加資料の提出を求めるなどして、当該団体が支出したものであるかの確認を行い、担当者が事実確認を行った旨を記載するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 本件の事例を部内で共有し、決裁権者及び担当者において、決裁欄の押印漏れがないかどうかの確認を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

2 有田振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年11月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 廃棄物不法投棄監視パトロール業務委託について、契約保証金受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 需用費修繕料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 母子福祉資金貸付金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 償還金の支払猶予の決定及び貸付金の貸付けの停止に係る決裁手続がなされていなかった。 イ 償還金の支払猶予の決定を申請者に通知していなかった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 自動車等を使用した後は、必ず車両管理者等の確認を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 契約保証金の納入を確認した上で、契約を締結するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)を確認し、適正に処理するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 申請書などの提出があった場合は、記載内容や規定の確認を適正に行い、速やかに必要な手続を進めるよう、所属職員に周知徹底した。</p>

3 有田振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和3年11月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 現金出納簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 受入者名及び払込者名が、原符及び現金払込書に記載されている者と異なっていた。 イ 出納員の現金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>(2) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後は、収納員及び出納員が自己の収納した案件について適正に現金出納簿を作成するとともに、添付書類である原符、現金払込書との突合を確実にを行うよう、関係職員に周知徹底した。 なお、出納員の事務を補助する収納員を今年度から複数名に増やし、適切に対応できるよう、改善した。</p> <p>(2) 今後は、和歌山県財務規則に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 有田振興局建設部

監査実施年月日 令和3年11月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 電話料金支払において、納期限後の支払となったため延滞利息が発生している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 毎月の公共料金の支払漏れがないかについて確認を行う体制を整えた。今後このようなことのないよう、適正な事務処理を行っていく。</p> <p>(2) 交通事故を起こした職員には交通安全講習を受講させるとともに、毎日の朝礼、終礼時に交通安全スローガンの読み上げや職場研修などを継続することにより、交通事故防止に努めている。</p>

5 和歌山県立有田中央高等学校

監査実施年月日 令和3年11月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 相違が確認された備品については、経緯等を確認の上、事務処理を令和2年度中に完了した。今後は、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 資金前渡に関する事務に係るチェックリストを作成し、戻入時の処理について複数職員で確認するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県湯浅警察署

監査実施年月日 令和3年11月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>職員に対し、交通事故防止について機会あるごとに指示し、教養や訓練を随時行うとともに、車両の適正な管理に努めている。</p>